

別表

「令和8（2026）年度地域脱炭素化支援事業」業務委託 評価基準

- 1 評価項目及び各項目の配点は次のとおりとし、各選定委員（5名）が採点する。
- 2 企画提案者の中で最高点と評価した選定委員が最も多かった者を契約候補者とする。
なお、該当する企画提案者が複数あった場合は、各選定委員による評価の合計点の平均点が最も高い者を契約候補者とする。
- 3 2の場合において、平均点の最も高い企画提案者が複数あった場合は、選定委員会で審議の上、契約候補者を特定する。
- 4 各選定委員による評価の合計点の平均点が60点未満の企画提案者は、契約候補者として選定しない。企画提案者が1者の場合も同様とする。

(100点満点)

区分	評価項目	配点
1 企 画 提 案 力	(1) 業務目的、業務内容について十分に理解した提案となっているか。	10
	(2) 「木質バイオマス加温機導入実証事業」に係る事業の整理、協力農家等の選定、協力業者との連携、協定書（又は覚書）作成等に向けた十分かつ適切な支援が期待できるか。	20
	(3) 「地域材エネルギー利用プロジェクト」による温室効果ガス削減効果及び経済波及効果の適切な算定等が期待できるか。	20
	(4) 事業の趣旨を踏まえた上で、独自の発想や提案内容の工夫があるか。	10
2 業 務 遂 行 力	(5) 実施体制・実施スケジュールは、業務を安定的に遂行できるものであるか	10
	(6) 業務従事者は、木質バイオマスについて専門的な知見やノウハウ、経験があるか。	10
	(7) 企画提案者は、本業務の遂行に当たり、十分な実績を有しているか。	10
	(8) 見積額は適切に積算したものか。また、業務内容に見合った適切な額となっているか。	10
合計		100